

長久手市

重層的支援体制整備事業実施計画

(素 案)

令和6年3月
長久手市

【目次】

- 1 計画の背景と目指す姿
 - (1) 重層的支援体制整備事業の背景
 - (2) 地域を取り巻く生活課題
 - (3) 長久手市が目指す姿
 - (4) 重層的支援体制整備事業の3つの柱
- 2 計画の位置づけと推進体制
 - (1) 計画の位置づけ
 - (2) 計画期間
 - (3) 推進体制と評価
- 3 長久手市の重層的支援体制整備事業の取組
 - (1) 地域共生社会の実現に向けたこれまでのあゆみ
 - (2) 実施体制および全体像
 - (3) 庁内外の連携体制の構築
 - (4) 地域共生推進課の新設
 - (5) 試行的なプロジェクト型の取組
 - (6) 重層事業を実施するうえで大切にしたいこと
- 4 長久手市の重層的支援体制整備事業の今後の方向性
- 5 実施内容

1 計画の背景と目指す姿

(1)重層的支援体制整備事業の背景

本市では、「地域共生社会」という言葉が一般的に使われる前から、「ひとりひとりに役割と居場所を」という考えのもと、地域共生社会につながる取り組みを重ねてきました。

2011（平成23）年度からは、小学校区単位による市民主体のまちづくりに着手し、市民が活動できる新たな枠組みとなる「まちづくり協議会」、誰もが気軽に集まることができ、地域の新たな拠点となる「地域共生ステーション」の整備を市民とともに進めてきました。

また、行政計画策定時には市民参加の機会をつくり、市民の声を行政運営に反映するよう努めてきました。この策定過程においても、市民と本市職員との間の共通の経験を通じて、多様な主体が対話を重ねてまちづくりを行う視点を得ることができました。

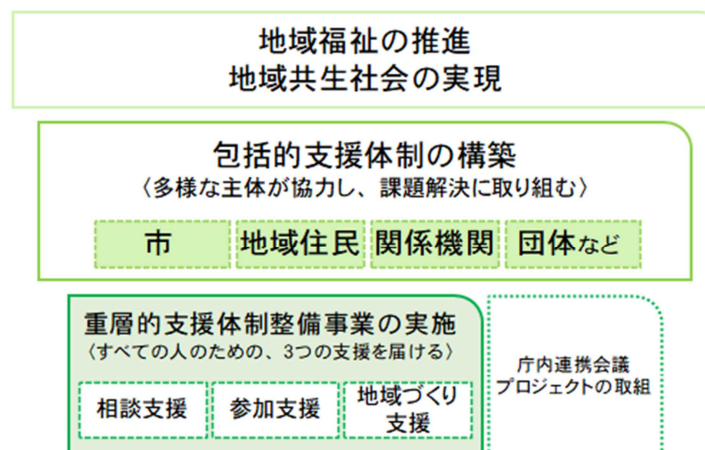
一方、2020（令和2）年1月に新型コロナウイルス感染症が確認されて以降、市民と本市職員、市民と市民がこれまでのような関係を維持することが難しくなり、特に子育て世帯や高齢者の地域からの孤立といった課題が浮き彫りとなりました。

そのような状況の中、2021（令和3）年4月には、社会福祉法の改正に伴い、5つの支援事業（①包括的相談支援事業②参加支援事業③地域づくり事業④アウトリーチ等を通じた継続的支援事業⑤多機関協働事業）で構成される「重層的支援体制整備事業」（以下「重層事業」という。）が創設され、本市においても、重層事業の所管課として市長直轄組織（地域共生推進課）を新設し、事業創設初年度から本格実施することとしました。

重層事業の推進にあたっては、これまで福祉の各制度で構築してきた体制、厚生労働省モデル事業^{*}や地域福祉・まちづくり等の取り組みを基に、さらにその連携・協働及び拡充を図り、関係機関、団体や地域が、それぞれの取り組みの良さ、強みを最大限に発揮することができるような包括的な支援体制を市全体で構築し、誰一人取り残さない、地域共生社会の実現を目指していきます。

^{*}2017（平成29）年度から2020（令和2）年度までの間、本市において、厚生労働省モデル事業「地域力強化推進事業」及び「多機関協働相談支援包括化推進事業」を実施。

■ 諸概念の整理



トピック：社会福祉法の改正

2016（平成28）年7月、厚生労働省に『「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部』が設置され、同年10月から「地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会（地域力強化検討会）」において、地域共生社会の実現に向けた議論が進められました。

2017（平成29）年6月には、社会福祉法が一部改正され、「地域共生社会」の実現に向けた取組の方向性が示され、地域福祉の理念に加え、地域共生社会の実現に向けて市町村が包括的な支援体制づくりに努める旨が規定されました。

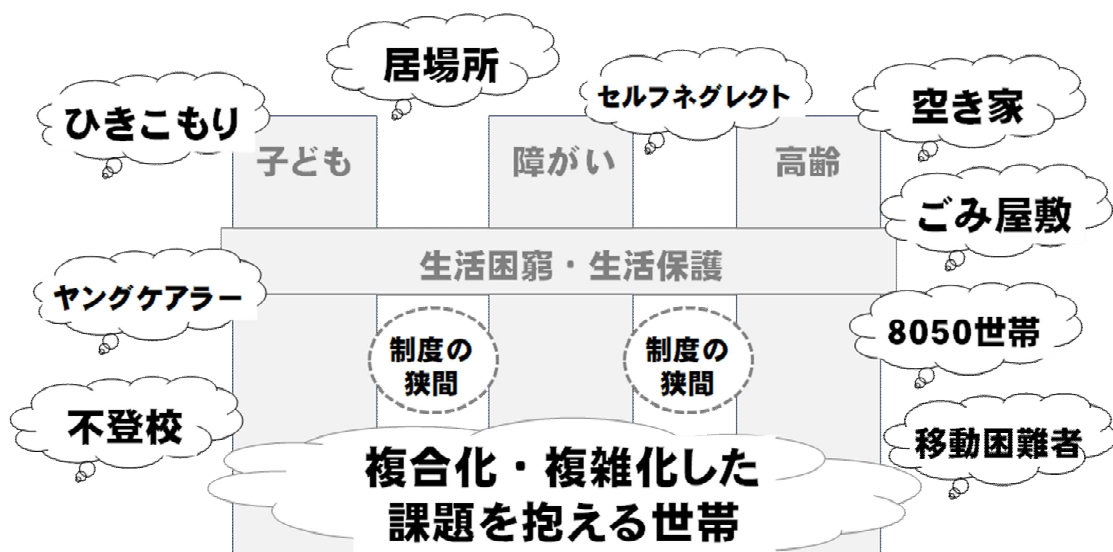
そして、2020（令和2）年6月に社会福祉法が改正され、市町村が包括的な支援体制を整えるため、「相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に行っていく「重層的支援体制整備事業」が新たに創設されました。

(2) 地域を取り巻く生活課題

「8050問題」や「ダブルケア」といった制度の狭間の問題等、地域住民が抱える生活課題は複雑化・複合化するとともに、「生きづらさ」も多様化してきています。

また、従来型の互助の機能が弱体化するなかで、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、子育て世帯や高齢者の孤立の顕在化、失業の増加、外出機会や人と関わる機会の減少等に伴う課題への対応も求められるとともに、従来型の生活様式からの転換が迫られており、孤立せずその人らしい生活を送ることができる地域共生社会にしていくことが求められています。

■ 地域を取り巻く課題のイメージ



(3)長久手市が目指す姿

一人ひとりに役割と居場所のある地域共生社会を実現するために、重層事業を中核として、庁内外の関係者や地域、公民連携による「覚悟を持った寄り添い支援体制の構築」、「多様な社会参加の機会の創出」、「誰でも活躍できる地域づくり」に一体的に取り組みます。

(4)重層的支援体制整備事業の3つの柱

●「相談支援」

介護、障がい、生活困窮、子ども・子育て等の各分野の相談窓口において、属性や世代を問わない相談を受け止め『断らない相談支援』を実施します。

制度の狭間等で支援が届いていない人などに継続的に関わることや、地区社会福祉協議会等の場を活用した地域への積極的なアウトリーチにより、自ら助けを求める力が弱い人等を把握し、多様な関係機関と連携して継続的に関わり、伴走する支援体制づくりに取り組みます。

また、受け止めた相談のうち、複雑化・複合化した生活課題については、相談支援包括化推進員が調整役となって課題を解きほぐし、支援者が孤立しないようチームによる支援を実施します。

●「参加支援」

各分野で行われている既存の社会参加に向けた支援では対応できない人や世帯のニーズ等に対応するため、地域の社会資源などを活用して社会とのつながり作りに向けた支援を行います。

ひきこもりの相談窓口兼居場所「N-ジョイ」を中心として、相談者のニーズを踏まえた社会参加の機会の創出のため、地域の人や民間企業・団体との関係性を築き、話し合うプラットフォームづくりや、地域で支援を担う主体や社会参加につなげられる人材や新たに社会資源を生み出す仕組みづくりに取り組みます。

●「地域づくりに向けた支援」

地域の社会資源を幅広く把握し、世代や属性を超えて地域住民同士が交流できる多様な場や居場所づくりを通じて、地域の中のつながりづくりを進めます。

併せて、まちづくりを所管するたつせがある課と協働し、地域で実施されている個別の活動や人を把握し、まちづくり協議会をはじめとする組織や地域共生ステーションなどの拠点を活用して、「人と人」、「人と活動」をつなぐコーディネートを行い、地域のネットワークの構築に取り組みます。

2 計画の位置づけと推進体制

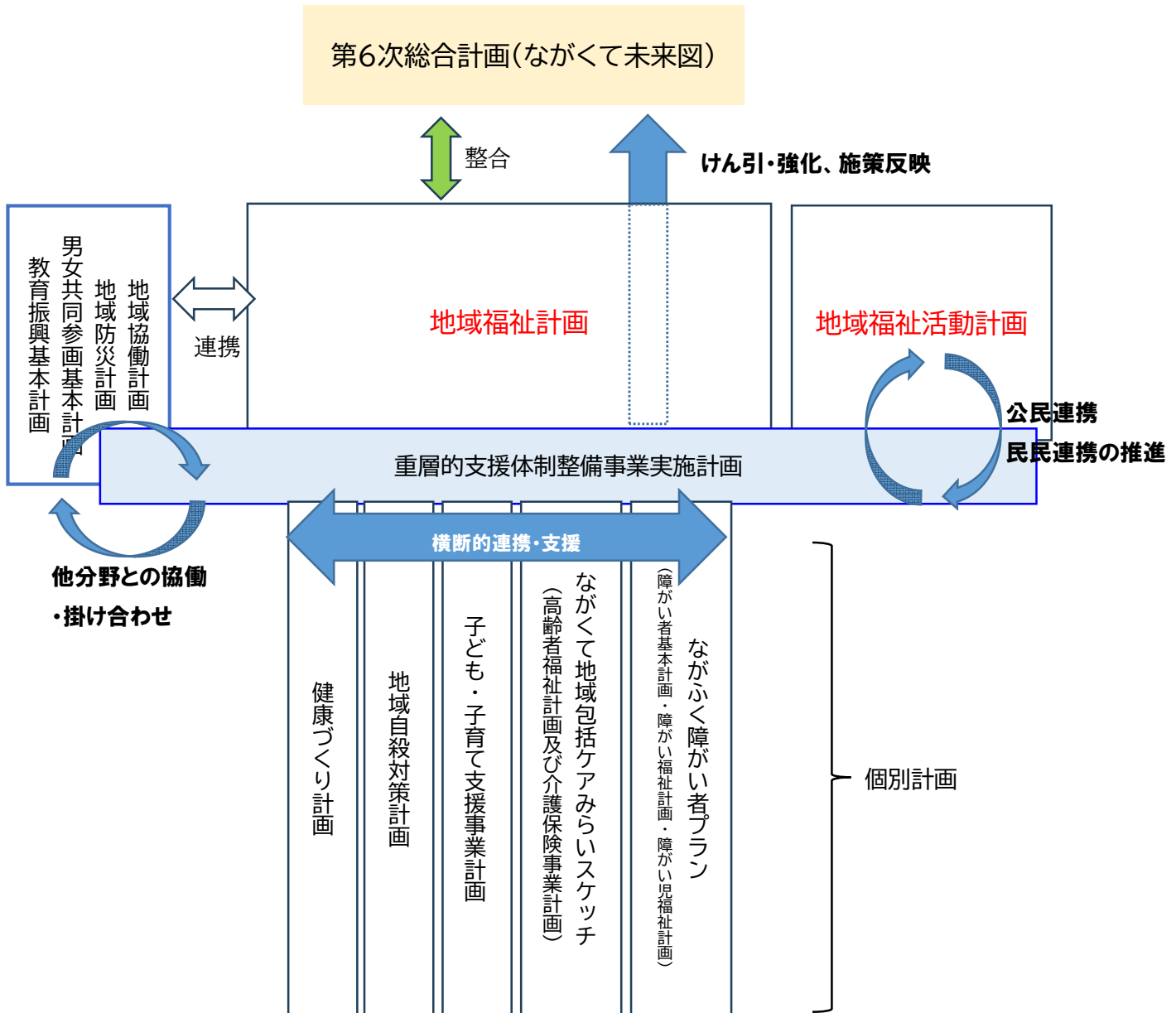
(1) 計画の位置づけ

「重層的支援体制整備事業実施計画」（以下、「本計画」という。）とは、社会福祉法第106条の5に規定された、地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制の構築に向けて、重層的支援体制整備事業を実施するための計画です。

本計画は、地域の多様な主体が協働して、地域福祉の推進および地域共生社会の実現を目指すための具体的な手段を記載する計画であり、地域福祉計画及び社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画を強化およびけん引する「エンジン（中核）」の役割を担います。

また、重層的支援体制整備事業は、介護、障がい、子ども・子育て、生活困窮などの属性を問わない横断的かつ包括的支援体制を構築するため、関連計画と調和を保ち、記載事項について連携を図っています。

■ 計画の位置づけ



(2) 計画期間

計画期間は、2024（令和6）年度から2026（令和8）年度の3か年です。

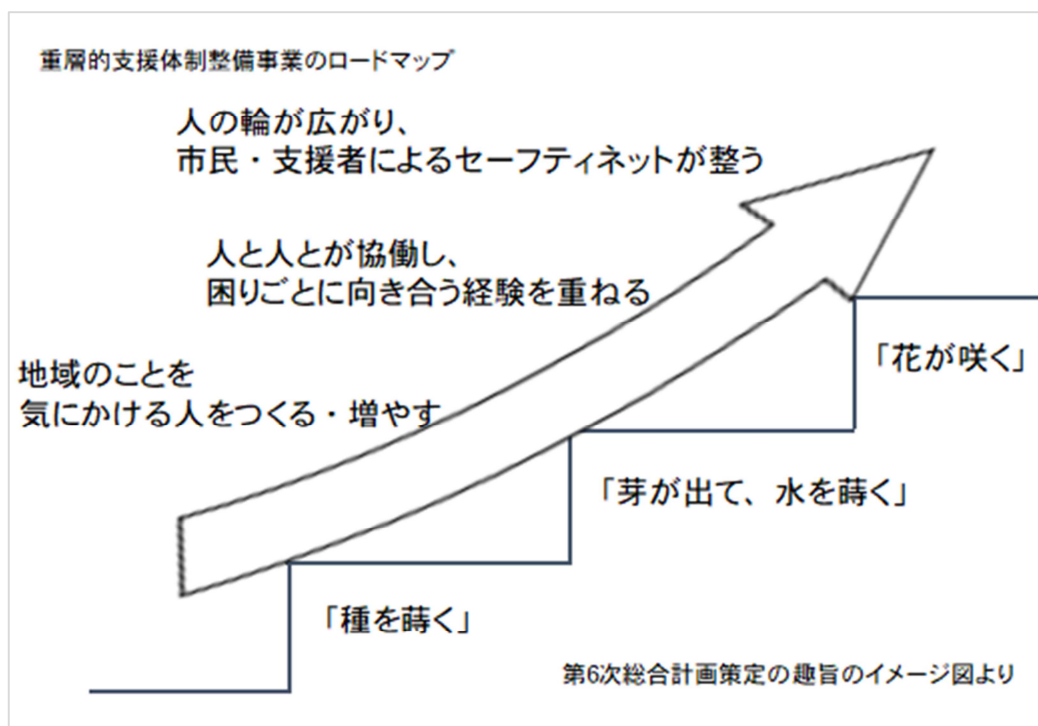
本計画は、地域福祉計画の強化・けん引を目的としており、地域福祉計画と並行して推進するものの、社会情勢の変化や地域における生活課題やニーズの状況、実施体制の変化などを反映させやすくするため、3か年の計画とします。

■ 地域福祉計画と本計画の期間

	R6	R7	R8	R9	R10	R11
地域福祉計画	第3次地域福祉計画					
重層的支援体制整備事業	第1次重層的支援体制整備事業実施計画			第2次重層的支援体制整備事業実施計画		

重層事業においても、第6次総合計画（ながくて未来図）に掲げる市民主体のまちづくりに取り組み、市民の困りごとや希望を身近な地域で話し合い、地域の課題は地域で解決する意識の醸成に取り組んでいます。まずは地域の主体となる人を生み、増やすことに取り組み、人口減少が始まり、高齢者の人口が現在の約2倍にせまる2045（令和22）年頃には、人と人とが協働し、地域住民と支援者の両輪による包括的な支援体制を実現します。

■ 重層事業推進のロードマップ



(3) 推進体制と評価

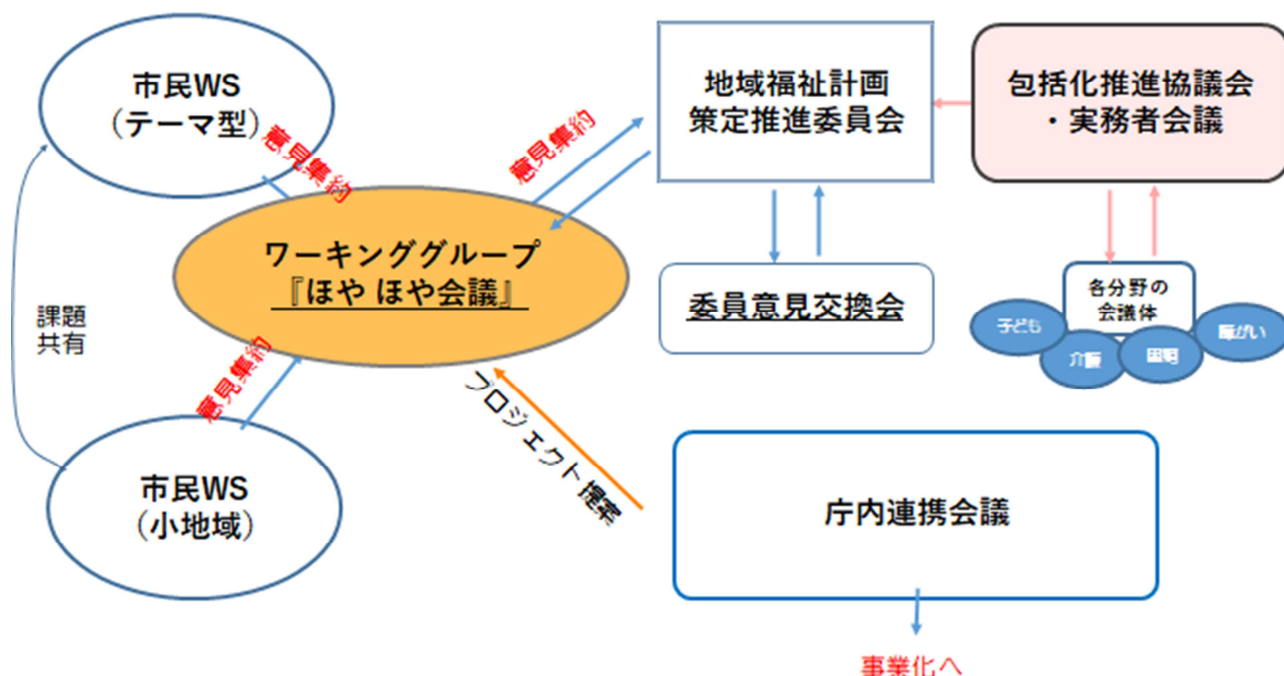
本事業は、関係行政機関、社会福祉法人、警察、保健所、弁護士、民生委員児童委員、地域の代表者等を構成員とした包括化推進協議会において、事業の進捗管理や評価を行うとともに、上位計画である地域福祉計画の地域福祉計画等策定推進委員会にて事業の報告を行います。

本計画の推進に当たっては、計画策定のプロセスを活かし、次章に掲げる本事業の取組の視点を用いて、体制整備の状況についてふりかえり及び改善を行うとともに、計画策定後の事業推進のエンジンとなるよう、ワーキンググループ「ほやほや会議」を設置し、このワーキンググループとともに、庁内連携会議等から提案されたプロジェクトの推進を図っていきます。

事業の評価（ふりかえり）のための指標については、相談支援等のプラン作成件数や市民意識調査の結果等の定量的な指標だけでなく、包括的支援体制の構築に向けた、制度を超えた、多様な関係機関・人との「公民連携」「民民連携」の取組状況や地域福祉の推進状況を捉えることのできる定性的な指標の設定が必要となります。

なお、事業の評価（ふりかえり）の具体的な場については、行政だけでなく多様な主体が参加し、相互の変化を生み、気づきが得られるよう、垣根を超えた意見交換ができる機会を創出していきます。事業評価の指標についても、この機会を捉えて関係者とともに議論していきます。

■推進体制と会議体の関係性



3 長久手市の重層的支援体制整備事業の取組

本事業を推進するにあたり、次の(1)から(6)の取組を通じて、体制の整備を進めています。

■事業の取組の一覧

	取組	具体的な内容	仮説	取り組みを通じて得られた視点
3(1)	これまでの取組の棚卸し	<ul style="list-style-type: none"> ・既存事業のふりかえり ・本市の特徴・強みの洗い出し 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民主体のまちづくりで関わる市民と協力できる。 ・相談業務の経験を他分野で共有する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・小さく実践 ・仲間づくり ・当事者に丁寧に向き合う
3(2)	実施体制の整理・確認	<ul style="list-style-type: none"> ・地域活動主体の共有・見える化 	<ul style="list-style-type: none"> ・分野を超えた支援者の関係性の構築、情報共有による相乗効果を生み出す。 	<ul style="list-style-type: none"> ・仲間づくり ・まきこみ、まきこまれる ・地域の人を応援する
3(3)	連携体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> ・包括化推進協議会実務者会議・庁内連携会議の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・協働の経験の積み重ねが必要。 ・人材育成の視点を盛り込む 	
3(4)	所管課の整理	相談支援と地域づくり支援の協働・かけ合わせ	<ul style="list-style-type: none"> ・組織全体の調整役の必要性が高まっている。 ・人の多機能化の必要性が高まっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・仲間づくり ・まきこみ、まきこまれる
3(5)	プロジェクト的取組の実施	各プロジェクトの取り組み	地域の生の声を拾い、取り組みを企画・実践する能力が必要	<ul style="list-style-type: none"> ・当事者の声を拾う ・小さく実践
3(6)	曼荼羅チャートを用いたチームづくり	曼荼羅チャートの作成	組織全体で意識の蓄積・共有が必要	<ul style="list-style-type: none"> ・様々な考えを受け入れる ・自分の気持ちに向き合う

(1)地域共生社会の実現に向けたこれまでのあゆみ

本市では、地域共生社会の実現に向けて、2011（平成23）年度ごろから始まった「市民主体のまちづくり」の取り組みから2021（令和3）年度の重層的支援体制整備事業の実施までの間、また現在に至るまで、様々な取り組みを行ってきました。

2017（平成29）年度に新設された「悩みごと相談室」では、従前の市民相談業務に加え、市内全戸を対象とした訪問調査を実施し、行政計画策定等に係る市民の声だけでなく、市民が生活する中での生の声を拾い、困りごとに直接向き合うことに注力してきたことが、現在の本事業実施の下地となっています。

2021（令和3）年度に重層事業が創設され、本市は初年度から開始した全国42自治体のうちの一つであり、地域共生社会の実現のための新たな事業にいち早く取り組みました。

本事業実施に向けた検討段階から現在に至るまでの間、庁内外で多様な主体が分野を超えて協働することや相談支援と地域づくりの掛け合わせなどこれまでの枠を超えた動きを生み出すことを目的として、様々な学びの場や意見のすりあわせの機会を創出してきました。

また、関係機関が協働することで解決できたことや既存の制度では対応できなかった困りごとに対して、継続的に関わることで状況が少し良くなったこと、また地域の人の力を借りることで困りごとが和らぐとともに、地域の人々の「役割」が生まれたことなど様々な経験をし、多くの人や地域の変化を目の当たりにしてきました。

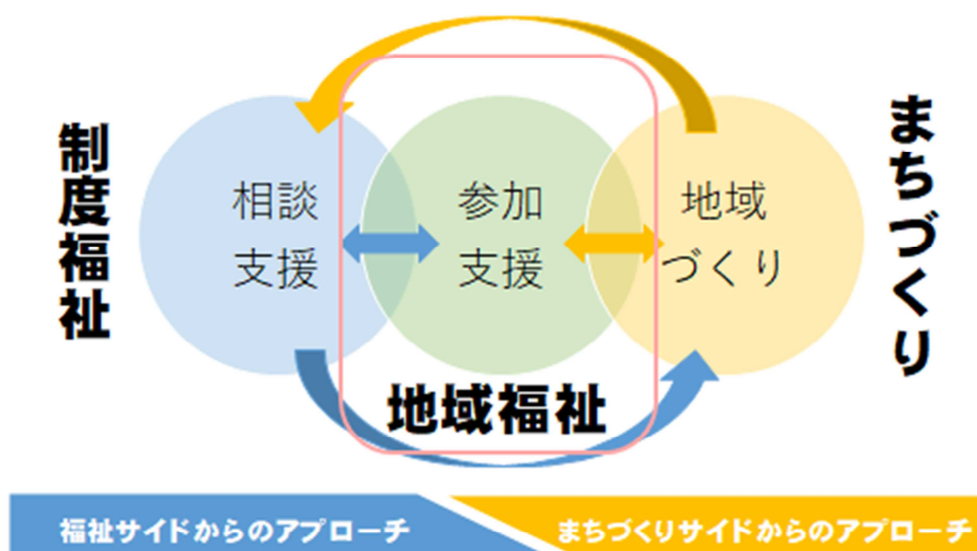
■ 2023（令和5）年度までのあゆみ

年度	項目	概要
2011 （平成23）年度	●市民主体のまちづくり ～小学校単位のまちづくり～	◎市全体を対象としたまちづくりではなく、小学校区単 位で顔のみえるまちづくりを始めるために、まちづく り協議会や共生ステーションの整備を進める ◎西小学校区地域共生ステーションがオープン（第1 号）（平成25年）
2014 （平成26）年度	●社会福祉協議会にCSW（コミュ ニティ・ソーシャル・ワーカー）を 配置	◎CSW第1号を西小学校区に配置
2017 （平成29）年度	●悩みごと相談室を新設 ●厚生労働省モデル事業 （多機関の協働による包括的支援体 制構築事業・地域力強化推進事業） の開始	◎圏域ごとに相談支援包括化推進員を配置し、「悩みごと 相談室」を司令塔に、庁内及び関係機関とともに、相談 支援に関する包括的支援体制づくりに取組を開始 ◎小学校区ごとにCSWを配置し、身近な相談員である とともに、地域の課題を市民主体で解決を図る調整役 を担う ◎西小学校区まちづくり協議会が設立 ◎市が洞小学校区地域共生ステーションがオープン
2018 （平成30）年度	●「みんなでつくるまち条例」の施行 ●『ながくて未来図』第6次総合計画 の策定 ●相談支援包括化推進協議会の設置	◎まちうた（詩）「さかそう ながくて じちのはな」に 込められた想いを胸に、「市民主体のまち」の実現に向 けた第一歩となる計画として、総合計画を策定 ◎多機関協働相談支援包括化推進事業に関する情報共 有の場として新たに設置 ◎市が洞小学校区まちづくり協議会が設立
2020 （令和2）年度	●悩みごと相談室に地域共生担当 （2人）を配置 ●重層事業実施にむけた庁内調整を 実施	◎重層事業の実施に向けて、悩みごと相談室、福祉課及 び長寿課を中心に、機構改革も踏まえた検討を開始 社会福祉協議会においても、重層事業への対応の検討 ◎北小学校区地域共生ステーションがオープン
2021 （令和3）年度	●重層的支援体制整備事業の開始 ●市に市長直轄組織 地域共生推進 課を新設（地域共生担当を4人に） ●庁内連携会議の設置	◎悩みごと相談室の機能と地域福祉を統合させ、重層的 支援体制整備事業を所管し、全国に先駆けて同事業を 開始 ◎重層事業実施計画の策定に向け、具体的な体制を議論 する庁内の協議体としての位置づけ ◎南小学校区地域共生ステーションがオープン
2022 （令和4）年度	●重層的支援体制整備事業実施計画 の策定に着手 ●計画策定に伴う市民ワークショッ プ等の実施	◎地域福祉計画の策定と一体的に重層実施計画策定を 行う ◎つながりづくりのためのイベント「まざって長久手フ ェスタ」や市民とともにできることを考える「できも ちワークショップ」を実施
2023 （令和5）年度	●長久手サポートプロジェクトの始 動 ●重層的支援体制整備事業実施計画 策定	◎ICTの技術を活用し、「移動支援」等、事業横断的に支 援者の掘り起こしを目的としたプロジェクトを開始

(2)実施体制および全体像

重層事業は、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するとともに、地域住民同士の気かけ合う関係性を広げ地域福祉を推進し、個別の支援と地域に対する支援の両面を通じて、重層的なセーフティネットを整備するため、「相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」を柱に、「多機関協働による支援」「アウトリーチを通じた継続的支援」を統合し、5事業を一体的に実施します。

■ 重層的支援体制整備事業のイメージ

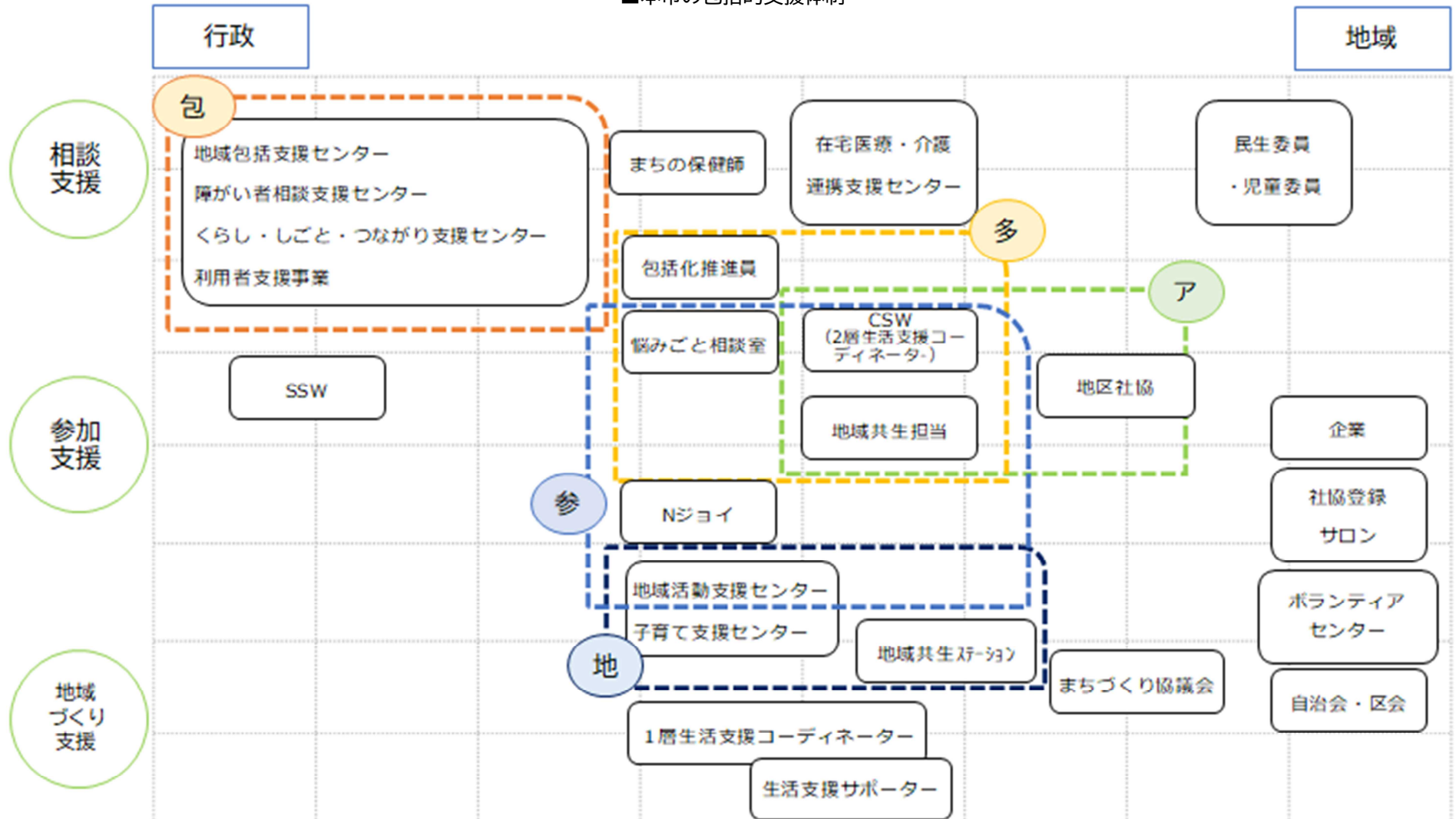


7

重層事業は、一つの課や機関で実施するのではなく、市全体で事業を推進することが必要です。そのため、庁内外の関係課や関係者とともに、包括化推進協議会実務者会議や庁内連携会議の場を活用した検討や学びの場を通じて、包括的相談支援体制の整備に取り組んでいます。

さらに、将来の高齢化やライフスタイルの変化に伴い、地域と関わる時間が減少傾向にある現状を踏まえ、地域の困りごとを地域で解決する風土づくりや、担い手の拡充・多機能化などに取り組んでいく必要があります。

■本市の包括的支援体制



(凡例) 包：包括的相談支援事業、多：多機関協働による支援、ア：アウトリーチを通じた継続的支援、参：参加支援事業、地：地域づくりに向けた支援

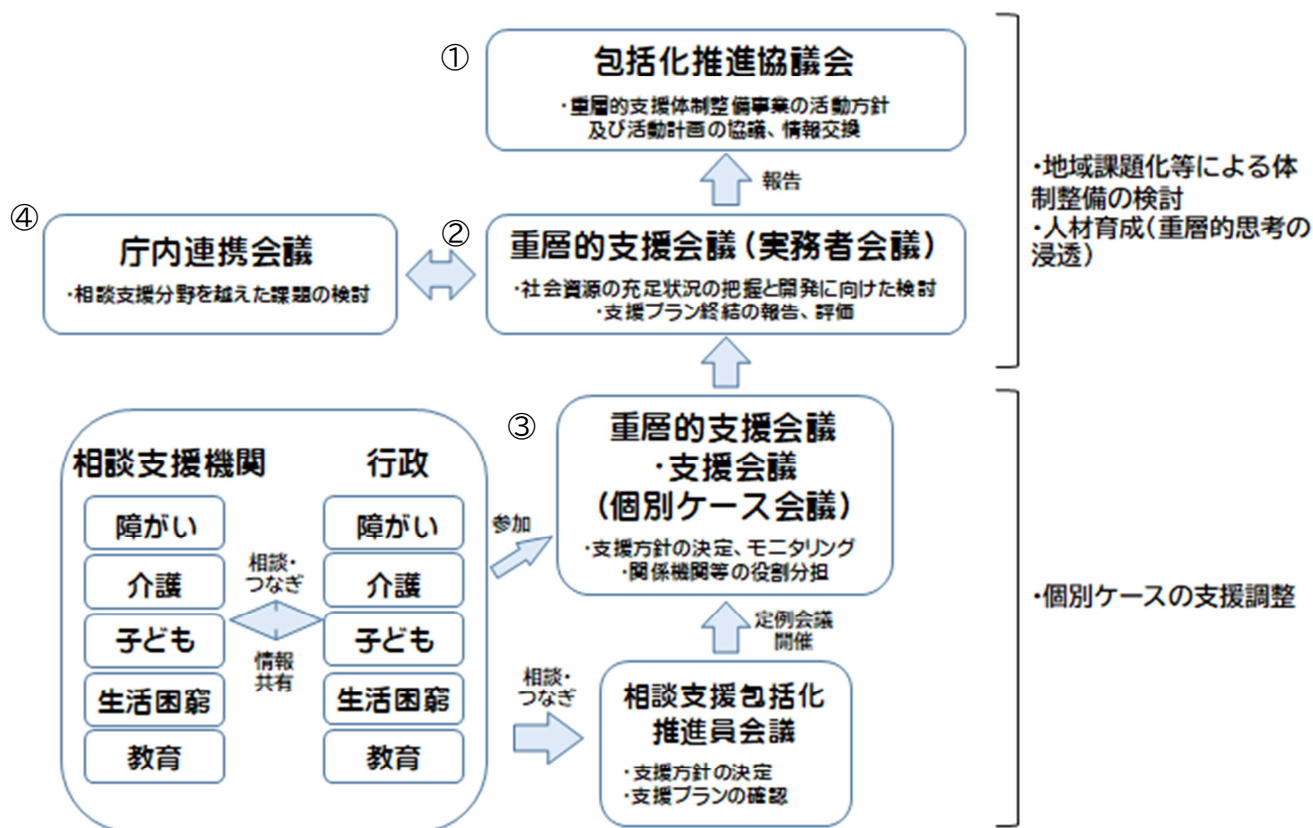
(3) 庁内外の連携体制の構築

2021（令和3）年度から本事業を本格実施するにあたり、くらし文化部にあった悩みごと相談室の機能と、福祉課が所管していた地域福祉の一部を統合する形で「地域共生推進課」を新設し、重層的支援体制整備事業に中心的に取り組むこととしました。

本事業は、福祉分野やまちづくり・市民協働分野をはじめ、多分野と連携しながら体制整備を進めるため、どの部にも属さない「市長直轄組織」として設置し、庁内外の連携の調整役を担っています。

そして、庁内外の連携による包括的支援に向けたネットワークを作ることを目的に、以下の協議体を設置し、地域共生推進課が事務局となって運営を担っています。

協議体は、「個別ケースの支援調整機能」と「地域課題化や施策検討を通じた体制整備の協議機能」の2層で構成されています。



①包括化推進協議会

関係行政機関、社会福祉法人、警察、弁護士、民生委員児童委員、地域の代表者等で構成し、関係者間の情報交換の場であるとともに、本事業の活動方針及び計画、評価について協議します。

②重層的支援会議(実務者会議)

相談支援の各分野の担当課や相談支援機関の課長補佐、センター長級の職員で構成し、事例検討を通じた多機関による連携体制に向けた検討や、個別ケースから見えてくる課題を地域課題として捉え、対応する社会資源の充足状況の把握と開発に向けた検討等を通し、マネージャー層に重層的思考を広げ、体制整備を推進します。

また、多機関協働事業の支援プラン終結の報告、評価を通じて、相談支援体制の強化を図ります。

■重層的支援会議（実務者会議）の開催状況

年度	回	内容
R3	1	各支援関係機関の相談の状況を共有
	2	不足する社会資源の検討の試行
R4	1	地域共生社会の実現に向けた理念の共有 (市長メッセージ、パネルディスカッション)
	2	ケーススタディを通じたはみ出す思考の練習(多問題世帯を市全体でどう支えるか)
R5	1	ケーススタディを通じた潜在的ニーズを探る方法の共有
	2	共通のルールづくり(長久手らしい連携の在り方を考える)
	3	共通の認識づくり(包括化推進員の役割・期待すること、会議体の役割等)

③重層的支援会議・支援会議(個別ケース会議)

複合化・複雑化したケースについては、各分野から相談支援包括化推進員につなぎ、相談支援包括化推進員会議において、多機関協働事業として扱うかどうかを検討し、重層的支援会議・支援会議（個別ケース会議）を開催します。

また、個別ケース会議において、支援方針の決定、関係者の役割分担等を行います。

④庁内連携会議

第2次地域福祉計画に基づき、多様な地域課題に対して各分野が連携し、創意工夫ある施策検討を行う場として設置しました。福祉分野に限らず、建設部や総務部を含め全庁的に参加を呼びかけているのが特徴です。異なる部署の職員が交わる場を設けることで、新たな気づきやアイデアが生まれる場として活用しています。

■庁内連携会議の開催状況

回	日時	内容
1	R3.11.5	第2次地域福祉計画「共通して取り組むもの」の各課の取組状況
2	R4.1.9	越境人材を発掘、災害時における要支援者への支援等
3	R4.3.18	事例検討(8050世帯のケース)
3	R4.3.25	BCPを切り口に、各課がどのように連携できるか考える
4	R4.5.11	”「助けがなかったら生きていけない人は全力で守る」ために私たちはどう関わっていけばよいか”解決する手段・方法をワーク形式で考察
4'	R4.6.14	現状の情報連携・支援の流れを確認、課題を洗い出し など
5	R4.8.16	第4回のワーク結果から、「面白そう、一緒に考えたい」プロジェクトを深掘り、解決できそうなこと・課題を検討
6	R5.2.8	地域共生社会の実現に向けて(市長メッセージ、パネルディスカッション等)
7	R5.3.20	多問題世帯を自然体でどう支えるか。グループワークを用いて検討。
8	R5.9.22	協力して取り組む課題に対する施策検討

◆これからの取り組み◆

②実務者会議は、包括的支援が実践できるよう、連携体制や共通する課題について話し合う場として運営しながら、その役割は随時見直していきます。

また、自立支援協議会や地域ケア会議等各分野で設置されている会議体と適切に連携し、包括的な支援体制を整備していきます。(各分野の会議体の状況→P.23)

④庁内連携会議は、参加者及び協議内容については固定せず、各課が把握する課題や検討中の事業のことなどを持ち寄れる場づくりを重視しながら、第3次地域福祉計画においても継続していきます。

(4)地域共生推進課の新設

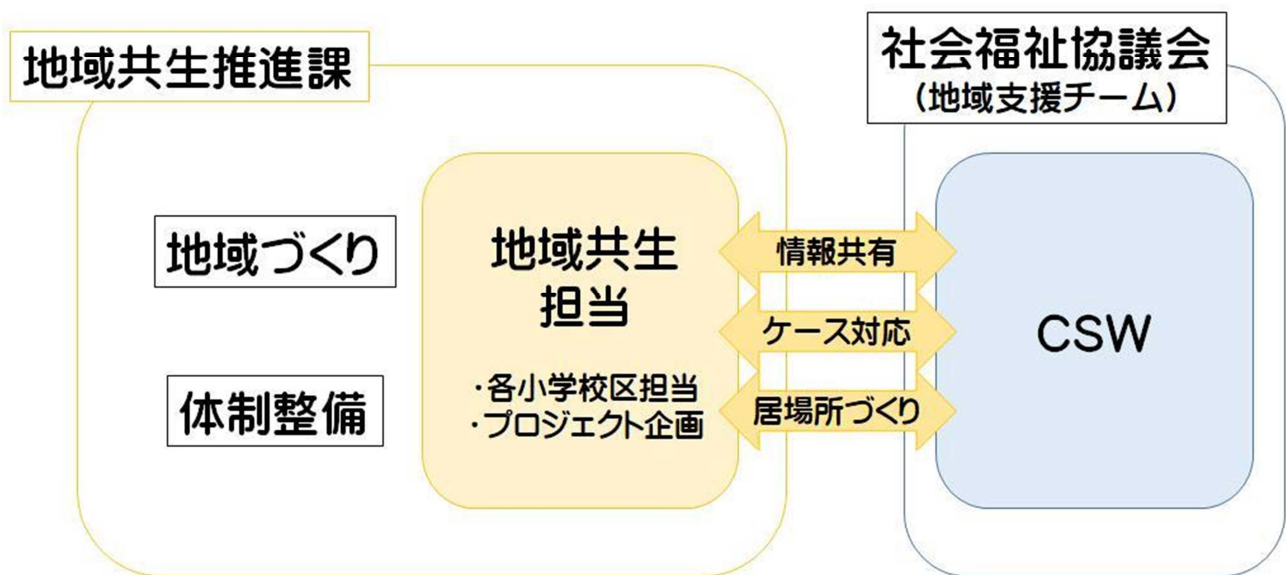
令和3年度に重層事業の実施に伴い市長直轄組織として新設された地域共生推進課では、課内に各小学校区を担当する行政職員として地域共生担当を配置し、日常的に地域に出ることを意識し、地域の状況を把握し、市民の困りごとを受け止めるなど、支え合うことができる地域づくりに取り組んでいます。地域共生担当は、地域の人々の「やりたいこと」をサポートしたり、応援したりすることで、地域活動の活性化や担い手の創出・拡充に取り組むとともに、地域で収集した情報をもとに行政内部、市民団体、地縁組織や民間企業等との関係性を活かした情報発信・調整・コーディネート等を行っています。

例えば、児童数が増えている地域において、交通量も多く学校も見守り体制の強化を図りたい一方、登下校の見守りをされている地域の方も高齢化している、という状況の中、地域共生推進課がコーディネーター（翻訳家）となって、校区内の企業からの「地域貢献したい」という声をつなぎ、企業による下校時の見守りが実現しました。

このような、地域との信頼関係、民間との関係性構築、行政課題の理解といった要素を備えたコーディネーター（翻訳家）の機能が、地域共生担当に求められる役割と言えます。

また、相談支援においても、助けを求める力の弱い人に伴走し、コーディネート（翻訳家）する機能が求められています。

地域共生担当同様、社会福祉協議会においても重層事業の一環として各小学校区にCSW（コミュニティ・ソーシャル・ワーカー）を配置し、福祉の専門性や関係機関同士のネットワークを活用した個別支援・地域づくりを行っています。地域共生担当とCSWは、それぞれの強みを生かし、連携しながら活動を行っています。



CSW（コミュニティ・ソーシャル・ワーカー）とは

CSWは、市民からの様々な相談に対応する「福祉のなんでも相談員」です。

日常生活での「ちょっと話を聞いてほしい」という相談から、ひきこもりや家族・近隣トラブル等「どこに相談したらいいかわからない」といった、従来の相談窓口では対応が困難なケースにも対応しています。

また、「地域福祉の推進役」として、これら個別支援だけでなく、不安や悩みを抱えている人々の早期発見・対応ができる地域づくりを行うため、地区社協の運営や地域の集いの場である「サロン」活動の支援等を行っています。

今後も本市では、支援関係機関と連携して個別支援を行いながら、地域との協働による見守り・支え合い活動を推進していきます。

各地区社協の取組について、記載します。

(5) 試行的なプロジェクト型の取組

市長直轄組織の設置には多くの狙いが設定されていますが、その一つに法律上規定された制度福祉の業務をもたせず、地域共生担当として積極的に地域に出向き地域のニーズを把握することを通じて、新たな重層的支援のための体制整備づくりを担える人材の配置と育成を図ってきたことがあげられます。

本事業の体制整備を行うためには、地域で見聞きしたこと、感じたことや考えたことを起点として、課題や仮説の設定を行い、様々な試行的な取組（プロジェクト）を立て、実践し、またその改善や試行を続けていくことが必要と考え、これまでに、課では以下のとおり大きく5つの狙いによるプロジェクトに取り組んでいます。

■これまでに取り組んできたプロジェクト

	狙い	プロジェクト
1	<ul style="list-style-type: none"> ・計画策定における市民参加の機会を設けることで、新たな活動主体の創出やつながり作り ・重層的な地域（支援）人材の育成 	<ul style="list-style-type: none"> ・できることちよりワークショップ ・まざって長久手フェスタ ・長久手サポートプロジェクト
2	庁内の連携促進に向けた所管課の業務の振り返り	<ul style="list-style-type: none"> ・業務量調査
3	多様な地域課題に対して、各分野の連携による包括的な支援体制の構築と新たな取組の検討	<ul style="list-style-type: none"> ・庁内連携会議 ・包括化推進協議会実務者会議
4	身近な地域で相談を受け止められる拠点づくりと地域へのアウトリーチ	<ul style="list-style-type: none"> ・居場所支援事業（まちの保健室支援事業含む） ・ハイハイレース
5	社会参加の促進に向け、多様な主体の参画によるプラットフォームの構築	<ul style="list-style-type: none"> ・参加支援プラットフォーム・生活支援体制整備事業協議体

(6)本事業を実施するうえで大切にしたいこと

本事業の推進を担う職員の人材育成およびチームビルディングの手法として、「曼荼羅チャート」を活用しています。地域共生推進課が新設され3年、「重層的支援体制の整備」という目標を掲げ、職員一人一人や課全体が取り組む活動を通じて、大切だと感じた意識や視点について表しています。

本事業開始当初は、作成にあたって手探りな状態が続き、職員の中で意識や視点がか定まらなかったり、目に見える事業成果を求める内容に集中するがといった状況がありました。しかしながら、事業に取り組み、職員が関係者や市民と具体的に協働を重ねる過程で、職員が人との関わるうえで大切なことや協働する意識が醸成され、職員間でも「いいね」「わかる!」「その手があったか。」など、お互いの意識の共有や、様々な考えを受け入れることができるようになり、チームビルディングに対する意識の向上や事業の推進に活用することができました。

これからの本事業推進の過程においても同様の手法を用いて、定期的に大切にしたい意識や視点を確認するとともに、新たに必要であると感じた意識や視点が出てきた場合は、随時見直しを行い、曼荼羅チャートに反映していきます。(令和3年から令和5年までの間で4回作成)

■「重層的支援体制の整備」にむけた曼荼羅チャート

多様性を考える	当事者に丁寧に 向き合う	まきこみ、 まきこまれる
あいさつする	重層的支援体 制の整備	自分の気持ちに 向き合う
助けてくれる 仲間をつくる	地域の人を応援 する	小さく実践

4 長久手市の重層的支援体制整備事業の今後の方向性

これまで進めてきた、既存の相談支援事業や地域づくりを基盤として、令和3年度から重層事業を実施し、特に、各小学校区に配置した地域共生担当やCSWとともに、地域福祉に関わる人や活動を増やす支援に注力し、少しずつ主体となる人や活動が増えてきたと考えられます。

中でも、地域共生ステーションや子ども食堂等、身近な場所において、市民の相談を市民が受け止め、支援につながられるケースもあり、人と人とのつながりができることで、相談支援と課題を抱える市民を気にかけて地域づくりとが相互に作用しているところが見えてきました。

また、参加支援の観点では、重層事業の開始に伴い、「ひきこもり」をはじめとする、地域から孤立した人や世帯が気軽に相談できる窓口と日中の居場所として「N-ジョイ」を開設し、CSWによる相談体制と社会参加に向けた様々な企画や支援メニューを展開しています。

一方、地域においては、助けを求める力の弱い方が一定数いると想定され、さらに、複雑化・複合化した生活課題が顕在化してきている現状があります。

また、ひきこもり等の支援にあたっては、「N-ジョイ」だけでなく、本人や世帯のニーズにあった支援メニューの開発や自立に向けて段階に応じた支援が必要となります。

そのため、今後、特に重点的に取り組むものとして、地域共生担当やCSWなど支援者が、地域に積極的に向き、地域の人や活動等と関係性をつくることで、アウトリーチにより地域の課題や市民の困りごとを把握し、専門職と地域住民等との協働による包括的な伴走支援体制の構築を進めていきます。

また、社会参加に向けた多様な支援に向けて、特に「就労」に焦点をあて、既存の制度等では対応できない人のニーズにあった多様な働き方を整備していくことを進めています。

そのため、生活支援体制整備事業とも連携し、福祉分野のみならず、様々な個人や団体等に働きかけて、行政、民間企業、関係機関、多様な団体等と共に新たな資源開発に向けて、参加支援プラットフォームを立ち上げ、検討を進めていきます。

そして、既存の制度等の幅広い活用も視野に、生活困窮者自立支援制度の就労準備支援事業やハローワーク、地域若者サポートステーション等と連携した、多様な社会参加に向けた支援に市全体で取り組んでいきます。

5 実施内容

本事業は、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するものです。「断らない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施します。

(1)断らない相談支援

本人や世帯の属性にかかわらず、包括的に相談を受け止め、支援関係機関全体で支援する体制を整えるため、「包括的相談支援事業」「多機関協働事業」「アウトリーチによる継続支援事業」の3つの事業を実施します。

①包括的相談支援(社会福祉法第106条の4第2項第1号)

包括的相談支援事業は、介護、障がい、子育て、生活困窮分野の各支援機関において、相談者の属性に関わらず包括的に相談を受け止め、相談者の課題を整理し、利用可能な福祉サービス等の情報提供等を行います。

また、受け止めた相談のうち、単独の支援機関だけでは対応が難しい内容である場合には、調整役となる包括化推進員につなぎ、支援調整を行ってチームによる支援を目指します。

	事業名	事業内容	運営形態	設置個所数または圏域	重層交付金の充当
1	市民相談事業 (悩みごと相談室)	生活上の困りごと全般に関する相談	一部委託	1	
2	消費生活相談	消費トラブルに関する相談	委託	1	
3	障害者相談支援事業	障がいのある人やその保護者又はその支援者などからの相談支援を実施する	委託	2	
4	障がい者基幹相談支援センター (相談支援事業)	地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、総合的な相談業務等を実施する	委託	1	○
5	生活困窮者自立相談支援事業	生活困窮者自立支援法に基づき経済的に困窮した住民の相談窓口を設置し、個々の状態に応じた包括的かつ経済的な相談支援を実施する	委託	1	○
6	地域包括支援センター 運営	介護保険法第115条の44第1項第2号から第5号に定める事業を、包括的支援事業として実施する	委託	2	○
7	母子保健コーディネーター (利用者支援事業)	子ども又は保護者の身近な場所で、相談・助言を実施。関係機関との連絡調整をして、妊娠期から切れ目ない支援の充実を図る	直営	1	○
8	こころの相談室	こころの悩みを持つ人やその家族に対し、精神保健福祉士及び保健師が個別で相談に応じている	直営	1	
9	子育てコンシェルジュ (利用者支援事業)	窓口コンシェルジュを配置し、保護者が保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるようにする	直営	1	○
10	家庭児童相談室	児童や家族に関すること、DVに関する相談対応	直営	1	
11	スクールソーシャルワーカーの配置	スクールソーシャルワーカーを配置し、学校や保護者からの相談を受け、適宜支援関係機関につなぐ	直営		

②多機関協働による支援(社会福祉法第 106 条の4第2項第5号)

単独の支援関係機関では対応が難しい複雑化・複合化したケースに対し、事前調整役を担い、支援の進捗状況を把握し、支援関係機関の役割分担や支援の方向性を定め、支援プランの策定を行います。

さらに、支援に関わる関係者の連携の円滑化を進めるとともに、本市における包括的な支援体制を構築できるよう支援体制の整備を行います。

	事業名	事業内容	運営形態	設置 個所数 または 圏域	重層 交付金 の充当
1	多機関協働事業	世帯全体の複雑化・複合化したニーズを的確に捉え、抱える課題の解きほぐしや整理を行うとともに、様々な支援関係機関や地域資源等が連携した、伴走支援体制を構築する	一部委託	2	○

③アウトリーチ等を通じた継続的支援(社会福祉法第 106 条の4第2項第4号)

複雑・複合化した課題を抱えている状態で必要な支援が届いていない人に、適切な支援を届けるための事業です。当該本人と信頼関係に基づくつながりを形成するために、時間をかけた丁寧な働きかけを行い、関係性をつくることを目指します。

	事業名	事業内容	運営形態	設置 個所数 または 圏域	重層 交付金 の充当
1	個別訪問調査	アウトリーチによる障がい者及び障がい児の調査等を実施する	委託	1	
2	まちの保健師	共生ステーション、児童館等に出向き、保健師が相談に対応する	直営	—	
3	アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	潜在的なニーズを抱える人を把握し、本人との信頼関係に基づくつながりを形成するため、本人に対して丁寧な働きかけを行う	委託	1	○

(2)参加支援(社会福祉法第106条の4第2項第2号)

既存の社会参加に向けた事業では対応できない本人やその世帯のニーズや抱える課題などを丁寧に把握し、ひきこもり・若者の相談窓口兼居場所「Nジョイ」を中心とし、社会参加に向けた支援として実施するものです。また、既存の社会資源の活用・拡充を図るとともに、マッチング後に本人の状態や希望に沿った支援が実施できているかフォローアップ等を行います。

	事業名	事業内容	運営形態	設置 個所数 または 圏域	重層 交付金 の充当
1	参加支援事業	既存の社会参加に向けた支援では対応することができない個人や世帯のニーズに対して、地域の資源との間の調整を行うことで、多様な社会参加を実現させる	委託	1	○
2	「Nジョイ」の運営	ひきこもり・若者の相談窓口兼居場所として開設し、社会参加にむけた第一歩の場を提供	委託	1	○

(3)地域づくりに向けた支援(社会福祉法第106条の4第2項第3号)

既存の各事業の対象分野に属する住民（高齢者・障害者・子育て世代など）への支援を充実させます。また、今後対象を拡大することにより、より多くの住民が交流する機会や、気軽に集える地域の居場所づくり等を推進します。さらに、多様な地域活動や支え合いの活動等が生まれやすい環境を整えます。

	事業名	事業内容	運営形態	設置 個所数 または 圏域	重層 交付金 の充当
1	生活困窮者支援等のための地域づくり事業	地域住民のニーズ等の把握、住民主体の活動支援、地域コミュニティを形成する居場所づくりなど、多様な担い手が連携する仕組みづくりを行う	委託	1	○
2	支え合い活動	地域の見守り体制の充実のため、地域課題について話し合う場づくりを推進する	直営	1	
3	居場所支援事業 (生活困窮者等のための地域づくり事業)	属性を問わず交流できる場を整備することで、社会資源の発掘、新たな交流を創出する	直営	1	○
4	地域活動支援センター	障がいのある人の創作的活動、又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進、相談支援等を実施する	委託	1	○
5	ながくて地域スマイルポイント	市民活動に参加した市民にポイントを付与し、貯まったポイントを様々な特典に交換できるようにすることで、地域社会への更なる参加を促す	一部委託	1	
6	いきいきライフ推進事業 (地域介護予防活動支援事業)	地域サロン等への講師の派遣、通いの場の運営、民間企業の協力を得た通いの場の創出	委託	1	○
7	生活支援体制整備事業	日常生活上の支援体制の充実・強化、高齢者の社会参加の推進等を図るため、生活支援コーディネーターを配置する また、生活支援コーディネーターが「みんコラ」として民間企業の空きスペースを利用した通いの場も創出する	委託	1	○

	事業名	事業内容	運営形態	設置 個所数 または 圏域	重層 交付金 の充当
8	長久手市ラジオ体操第一 登録グループ募集、 講師派遣	5人以上でラジオ体操第一に取り組むグループ を登録。記念品贈呈や講師派遣などを通じて、健 康体操に取り組む仲間づくりを支援	一部委託	1	
9	ワンコインサービス事業 (地域介護予防活動支援事業)	日常生活のちょっとした困りごとをワンコイン でお手伝い	委託	1	○
10	健康マイレージ事業	各自の健康づくりへの取組に対してポイントを 付与し、愛知県発行の優待カードMYcaや協賛 企業からの賞品を抽選で贈呈する。 仲間と一緒に取り組むと獲得ポイントが増え、相 互の交流の後押しを目指している	直営	-	
11	パパママ教室	妊娠・出産に必要な知識を提供し、出産に対する 不安の解消を図るとともに、妊婦同士で不安や悩 みを話し合い、仲間作りの場の提供する (1回目は直営、2回目は委託)	一部委託	-	
12	多胎妊婦・多胎育児家庭 向けサロン「にこいち」	妊娠・出産・育児において身体的、精神的に負担 が大きい多胎妊婦と、多胎育児家庭に向けたサロ ンを実施	直営	1	
13	育児教室かいじゅうランド	第1子を持つ保護者を対象に、子どもの誕生月ご とに計3回の講座を実施。子育てについての情報 交換をしてもらい、保護者の育児上の不安や悩み を話し合える仲間作りの場を提供 その後の自主グループ支援も実施	一部委託	—	
14	子育て支援センターの運営 (地域子育て支援拠点事業)	子育て支援センターを設置し、子育て親子の交流 の場の提供と交流の促進を図る 子育て等に関する相談・援助の実施および講習等 を実施する	直営	1	○
15	まちづくり協議会設立・ 運営支援事業	おおむね小学校区ごとにまちづくり協議会を設 立し、地域で活動する各主体の連携等を支援する			
16	共生ステーション設置・ 運営事業	地域活動の支援、地域課題の解決に向けた市民活 動の場として、おおむね小学校区ごとに地域共生 ステーションを設置	直営		
17	ながくて・学びアイ講座	講師と受講生が、教えること、学ぶことをそれぞ れの立場で学び、学習機会の提供と講座を通じて 市民相互の交流をはかり、生涯学習を推進するこ とを目的としている	直営		

■各分野の会議体の状況

B 個別ケースの支援等を通して顕在化する地域課題等を検討する会議体

分野	高齢者	子ども	障がい	健康づくり	生活困窮	
会議体の名称	・地域包括ケア推進協議会 (地域包括支援センター・地域密着型サービス運営分科会、医療・介護・福祉ネットワーク運営分科会)	要保護児童対策地域協議会(代表者会議、実務者会議)	・療育支援個別ケース会議等協議会(乳幼児連絡会、学童・青年期連絡会) ・医療的ケア児等ケース会議	・障がい者自立支援協議会 (事務局会議、プロジェクトチーム、障がい福祉関係者連絡会)	・地域保健対策推進協議会(母子専門部会、成人専門部会) ・精神保健福祉事業実務者会議	なし
構成員	・介護保険被保険者又は介護保険サービス等の利用者 ・介護支援専門員 ・介護保険事業者 ・学識経験を有する者 ・地域における保健又は医療に関係する者 ・地域福祉に関係する団体の者	・瀬戸保健所、中央児童・障がい者相談センター、警察署等 ・教育委員会 ・医師会、学校法人等 ・主任児童委員、人権擁護委員等 ・子ども家庭課、子ども未来課、福祉課、健康推進課、教育総務課	・子ども家庭課、子ども未来課、福祉課、健康推進課、教育総務課 ・障がい者基幹相談支援センター、CSW ・医療的ケア児等コーディネーター	(協議会) ・保健・医療関係者 ・教育・雇用関係者 ・障がい者関係団体の委員 ・障がい福祉事業者 ・地域福祉関係団体の委員 ・学識経験者	(協議会) ・各種団体の代表者(保健・医療関係者、スポーツ推進及び食関係団体代表者、自治会連合会・区長会代表者、社会福祉協議会) ・関係行政機関の代表者(教育委員会、瀬戸保健所、等) ・学識経験者	
協議事項	(協議会) ・介護保険事業計画の策定及び推進 ・地域包括ケアシステムの構築及び推進 ・認知症施策の推進 ・地域包括支援センターの設置及び運営 ・地域密着型サービス及び地域密着型介護予防サービスの整備及び運営 ・在宅医療・介護連携の推進	(代表者会議) ・要保護児童等に関する情報交換及び支援に係るシステム全体 ・協議会の活動計画及び評価 (実務者会議) ・要保護児童等の実態把握 ・個別ケース検討会議における課題の検討	・社会資源の活用及び制度理解の共有 ・地域課題の把握	(協議会) ・相談支援事業の運営評価等 ・困難事例への対応のあり方及び調整 ・地域の関係機関によるネットワーク構築等 ・地域の社会資源の開発及び質の向上 ・障がい者基本計画及び障がい福祉計画の策定及び評価 ・障がい者の差別の解消の推進に関すること。	(協議会) ・健康増進事業及び成人保健事業に関すること。 ・母子保健事業に関すること。 ・健康づくり事業及び健康づくり計画に関すること。 ・精神保健福祉事業に関すること。 ・その他必要な事項	
開催頻度	(協議会) 年3回	(代表者会議) 年1回 (実務者会議) 年12回	連絡会:学期に各1回 医療的ケア児等ケース会議:随時	(協議会) 年2回	(協議会) 年2回 (専門部会) 年1回	



A 個別ケースの支援調整会議

分野	高齢者	子ども	障がい	生活困窮	
会議体の名称	個別ケース会議 (虐待または困難ケース)	要保護児童対策地域協議会(個別ケース検討会議)	・療育支援個別ケース会議等協議会(乳幼児連絡会、学童・青年期連絡会) ・医療的ケア児等ケース会議	相談支援連絡会	支援調整会議
構成員	・長寿課 ・地域包括支援センター ・その他、必要な関係者	・子ども家庭課 ・その他、必要な関係者	・子ども家庭課、子ども未来課、福祉課、健康推進課、教育総務課 ・障がい者基幹相談支援センター、CSW ・医療的ケア児等コーディネーター	・障がい者基幹相談支援センター ・相談支援事業所 ・福祉課 ・子ども家庭課	・福祉課 ・自立相談支援機関 ・その他、必要な関係者
協議事項	・支援の方針及び関係機関等の役割分担 ・支援の経過の把握及びその評価	・支援の方針及び関係機関等の役割分担 ・支援の経過の把握及びその評価	・個別ケースの報告及び情報共有 ・個別ケースの支援方法の検討	・個別ケースの支援プランのスーパーバイズ	・支援プランの検討、評価、終結
開催頻度	随時	随時	連絡会:学期に各1回 医療的ケア児等ケース会議:随時	定例(月1回) ※虐待の場合は、「長久手市障害者虐待防止対策事業実施要綱」に基づき、個別ケース会議等を開催。	定例(月1回)

重層事業の取組について、事例を用いて記載します。

【コラム】 重層事業のエピソード

- 1 長久手ニュータウン・北熊区での移動支援 （参加支援・地域づくり）
※地区社協の紹介も含む。
- 2 障がい者福祉施設との避難訓練 （参加支援・地域づくり）
- 3 多問題世帯へのアプローチ （相談支援）
- 4 小型バイオ装置を介した学校と地域の連携 （参加支援・地域づくり）

【資料】

計画策定の過程の主な市民参加の取り組み

年 月 日	項目	内容
令和4年6月19日	第1回 まざって長久手フェスタ	・「コーディネーター」をテーマに、講演会や活動団体のパネル展示などを実施 会場：文化の家
令和4年7月20日	第1回 長久手市地域福祉計画等策定委員会	・計画の策定方針について
令和4年9月28日	第2回 長久手市地域福祉計画等策定委員会	・市民意識調査について ・計画の基本理念について ・市民WSの展開と重層的支援体制整備事業について
令和4年11月13日	できることもちよりワークショップ	・ワークショップを通じて、困っている人に、わたしの「できること」をもちよる気持ちや、様々な人とつながり、協働する風土を育むことを目指して実施 会場：福祉の家 集会室
令和4年12月10日	できることもちよりワークショップ ふりかえり会	・できることもちよりワークショップ参加者によるふりかえり会（意見交換会）を実施 会場：交流プラザ 多目的室
令和5年3月22日	第3回 長久手市地域福祉計画等策定委員会	・現行計画の評価について ・市民意識調査（アンケート）の結果について ・地域福祉計画等策定に向けた主な計画活動
令和5年3月25日	第2回 まざって長久手フェスタ	・「地域×子ども」をテーマに、昔遊びやカードゲーム、参加型のイベントなど実施 会場：イオンモール長久手 4階 イオンホール
令和5年6月30日	第4回 長久手市地域福祉計画等策定委員会	・次期計画の骨子（案）について ・地域自殺対策計画策定について
令和5年9月21日	第5回 長久手市地域福祉計画等策定委員会	

【用語集】

全体構成確定後、記載します。

■ 小学校区ごとの長久手市の特色

【北小学校区】
 名古屋市と隣接し、集合住宅の建設や土地区画整理等により、近年子どもの数が増加している地域です。
 現在まちづくり協議会の設立に向けて、住民同士が活発な話し合いを重ねています。

【長久手小学校区】
 長湫エリアと岩作エリアからなり、それぞれの地域ごとの地縁活動が行われています。
 地縁活動以外に、子どもに関する NPO や市民活動団体の活動が盛んで、子ども食堂が市内で一番多いエリアとなっています。また、地域学校協働本部が設置されており、地域と学校を結ぶ役割を果たしています。

【西小学校区】
 名古屋市と隣接しており、昭和40年代後半から土地区画整理が行われた地域で、校区内人口の増減も緩やかな一方、市西部の中では最も高齢化が進んでいる、という側面のある地域です。

【東小学校区】
 市内東部に位置し、みどり豊かな里山、田園などが広がる市内で最も広大な地域です。
 長久手に長く住まわれている方が活躍するコミュニティと近年宅地開発が行われ、新たに長久手に転入された方が混在しています。

【南小学校区】
 昭和40年代後半から土地区画整理が進められた地域です。
 南小学校区地域共生ステーションや杖ヶ池公園などの拠点で、様々な団体が防犯・防災、サロン活動などに積極的に取り組んでいます。

【市が洞小学校区】
 東名高速道路を挟んで、北側の従来からある地域と南側の平成17年の愛知万博後に区画整理が進められた新しいエリアがある地域です。
 若い世帯が多く、まちづくり協議会を中心に、PTA や学校等と連携した子どもに関する取組が盛んになっています。



各小学校区の状況	人口(人)	児童数(人)	高齢化率(%)
長久手小学校区	8,421	606	20.6
西小学校区	7,895	512	18.6
東小学校区	5,783	567	19.0
北小学校区	12,567	1,103	15.4
南小学校区	11,099	709	17.6
市が洞小学校区	11,305	1,060	13.1